

公共施設等景観形成方針の運用状況について

1 練馬区公共施設等景観形成方針について

練馬区では、良好な景観形成のため景観法第 8 条に基づき練馬区景観計画（平成 23 年 8 月）を定めるとともに景観形成の諸施策について必要な事項を練馬区景観条例（平成 23 年 3 月条例第 10 号）において定めた。

景観計画では、公共施設や公共建築物は、地域の景観まちづくりを先導し、地域のランドマークともなる重要なものと位置付けていることから、新設や新築だけでなく、改修や維持管理においても景観に配慮した整備を行うことが必要である。景観法（平成 16 年法律第 110 号）においても法第 16 条第 5 項によって、国または地方公共団体が建築物等の建築を行う際には、景観行政団体の長である区長に対して、通知を行うこととしている。

景観条例では、公共施設等の整備に関する良好な景観の形成のために「公共施設等景観形成方針」を定めるとしている。については、平成 24 年 1 月 1 日、練馬区公共施設等景観形成方針を定め、その運用状況について年 1 回、練馬区都市計画審議会に報告することとした。

2 景観法第 16 条第 5 項の規定による通知

(1) 工事着手前の通知 2 件

概要については、以下のとおりである。

	件名	住所	区分	用途	図書館
①	(仮称) 南大泉こどもと本の広場 (分室)	南大泉三丁目 17 番 21 号	新築	階数	2 階
				敷地面積	約 618 m ²
				延床面積	約 400 m ²
	景観形成に関する考え方	隣接地に開園予定の保育園をはじめ、周辺のまちなみや景観との調和を図った。形態や意匠にも配慮し、壁面に色彩を暖色系とするとともに、壁面緑化を行う。また、接道部や隣地境界を積極的に緑化している。			

	件名	住所	区分	用途	自転車駐車場
②	石神井南自転車駐車場	石神井町三丁目 20番3号	修繕	階数	3階
				敷地面積	約 764 m ²
				延床面積	約 1,650 m ²
景観形成に関する考え方	施設の改修工事にあわせて、塗装を行うものである。当初は、改修前と同色での塗装を予定していたが、練馬区公共施設等景観形成方針を尊重し、暖色系で彩度を抑えた色彩としたものである。				

- (2) 工事完了後の通知 1件
 ・石神井南自転車駐車場

3 参考

<p>(1) 景観法第16条第5項より抜粋 (届出及び勧告等)</p> <p>・・・当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(2) 練馬区景観条例第28条より抜粋 (公共施設等景観形成方針)</p> <p>区長は、公共施設・・・の整備に関する良好な景観の形成のための方針・・・を定めるものとする。</p>
<p>(3) 練馬区景観条例施行規則第9条より抜粋 (国の機関または地方公共団体が行う行為の通知)</p> <p>法16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(第5号様式)により行うものとする。</p>